

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

だれ けんこう ぶんかてき さいていげん ど せいかつ いとな
誰もが健康で文化的な最低限度の生活を営める

えがお しあわ ひか かがや なめりかわ
笑顔いっぱい 幸せいっぱい 光り輝く 滑川に…！

このしおりは生活保護の制度について説明したものです。相談や質問
がある方はお気軽に下記までお越しいただくかお問い合わせください。



なめりかわしふくしじむしょ
滑川市福祉事務所

なめりかわしやくしょ ひがしべっかん かい ふくしか しゃかいふくしかかり
(滑川市役所 東別館 1階 福祉課 社会福祉係 ☎076-475-1377)

— も く じ —

はじめに	1
生活保護とは	2
調査内容と制度について	2
生活保護のしくみ	4
保護費の支払い	5
生活保護を受けたときの権利	5
生活保護の種類	6
一時扶助について	7
生活保護を受けたときに守らなければならないこと	8
病気や怪我をしたとき	12
適正な保護をおこなうため	13
保護申請書類の書き方	13
① 生活保護法による保護申請書	14
② 資産申告書	15
③ 収入申告書	17
④ 給与証明書	19
⑤ 同意書	20
⑥ 地代家賃証明書	21
⑦ 家系表	22

はじめに

このしおりは、病気や事故、高齢、その他いろいろな理由によって、
憲法第25条に定められている「健康で文化的な最低限度の生活」を営む
ことが出来ない人のため、社会保障制度の一つとして整備されている、
生活保護制度についてまとめたものです。

このしおりは、現在、生活保護を受けている人、また、これから受けよ
うとする人に読んでいただくことにより、生活保護制度を理解してい
いただくために作成しました。

生活について、心配ごとやお困りごとなどがあれば、遠慮なく地区の
民生・児童委員か、福祉事務所の担当員（ケースワーカー）にご相談くだ
さい。ご相談などにより知った秘密事項は、他に漏れることなく守られ
ますので、安心してご相談ください。

生活保護を受ける皆さんが、自分の力で生活が送れるよう、お手伝い
します。

【参考】日本国憲法第 25 条第 1 項

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

生活保護とは

生活に困っているすべての人に対し、その困っている程度に応じて必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自分で生活できるよう手助けする制度です。意志があれば誰でも申請できます。気軽に相談してください。

調査内容と制度について

●生活保護と資産の関係

生活保護が申請されると、銀行や生命保険会社などへ資産調査を行います。預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など売却や活用が可能な資産がある場合には、その資産を売却して最低生活費に充てていただくこともあります。

ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。また、障害のある方の通院など、個別の事情によっては、自動車やオートバイの保有が認められる場合もあります。貯蓄性が高いものや保険料が高いものでない場合、生命保険、学資保険の保有が認められることもあります。

●能力の活用

働ける能力のある方は、その能力に応じて働く必要があります。

ただし、病気や障害、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先とします。

●扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は受けてください。ただし、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで保護の利用ができないということにはなりません。

親族から仕送りや養育費を受け取る場合には、収入として認定しますので、親族の方に可能な範囲での援助についてお伺いすることがあります。ただし、長期にわたり連絡を取っていない場合や、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあります。事前に相談してください。

●ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療助成、社会保障制度など、生活を支えるための様々な公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。

生活保護のしくみ

さまざまな調査を行い、生活保護が必要かどうかを審査します。

保護は原則、世帯（暮らしを共にしている家族）を単位として、その

世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合にそ

の不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。下の図

のように比較して判定します。

最低生活費

その世帯の暮らしの実態（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）
をもとに、国で決めた基準によって計算された1か月分の生活費で、月
によって変わる場合があります。

収入

働いて得た収入、年金・手当など他の法律などにより支給される金銭、
親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た
収入、他人からの借金、交通事故の慰謝料など、世帯員全員の収入を合計
したものです。そのうち働いて得た収入については、一定の控除額が認
められています。

	← 最低生活費 →		
無収入の世帯	保護費		
A世帯	収入	保護費	
B世帯	収入		保護費
C世帯	収入 ※最低生活費を上回り、保護を受けられません。		

生活保護がはじまると

自分自身の力で生活できるように手助けなどを行う担当員が、家庭を定期的に訪問して生活するうえでのいろいろな相談に応じます。また、保護費を生活の変化に応じて適正に決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。（個人の秘密は、固く守ります。）

保護費の支払い

保護費は、原則、毎月5日に口座振込みで支給されます。
※諸事情により窓口での支給となる場合は、印鑑をお持ちください。

生活保護を受けたときの権利

- 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- 保護費や支給されたものには、税金をかけられることはありません。
- 保護費や支給されたものを差し押さえられることはありません。
- 保護の決定に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から数えて3か月以内に、県知事に対して審査請求をすることができます。

せいかつ ほ ご しゅるい 生活保護の種類

せいかつ ほ ご 生活保護には、つぎ 次の8つの扶助があり、ひつよう おう くに 必要に応じて国がきじゅん 定める基準によってしきゅう 支給されます。

1 せいかつ ふ じょ 生活扶助



いしょく ほかにちじょう
衣食、その他日常
せいかつ ひつよう ひよう
生活に必要な費用

2 じゅうたく ふ じょ 住宅扶助



やちん ちだい じゅうたく
家賃・地代・住宅の
ほしゅう ひつよう
補修などに必要な
けいひ
経費

3 きょういく ふ じょ 教育扶助



ぎむ きょういく う
義務教育を受けるの
ひつよう がくようひん
に必要な学用品など
ひよう
の費用

4 かいご ふ じょ 介護扶助



かいご
介護サービスなど
ひよう
の費用

5 いりよう ふ じょ 医療扶助



しんさつ にゅういん
診察・入院など
ひよう
の費用

6 しゅっさん ふ じょ 出産扶助



しゅっさん ひよう
出産の費用

7 せいぎょう ふ じょ 生業扶助



しごと
仕事につくための
ひよう て しよく
費用、手に職をつける
ひよう こうこうしゅうがく
ための費用や高校就学
ひつよう ひよう
に必要な費用

8 そうさい ふ じょ 葬祭扶助



そうぎ ひよう
葬儀の費用

◎あなたのしゅうにゅう 収入を、1～8のじゅんばん 順番にあてて、ふそく ぶん 不足する分についてのみ
ほご う
保護が受けられます。

◎かいごひ いりようひ 介護費や医療費など、ほご しゅるい 保護の種類によっては、あなたにか
ふくしじむしょ ちよくせつ しはら ばあい
福祉事務所が直接支払う場合があります。

いちじふじょ 一時扶助について

せいかつ ほ ご いしょく こうじょうてき ひつよう さいていせいかつ ひ ほか
生活保護には、衣食などの恒常的に必要となる「最低生活費」の他に、
つぎ りんじてき ししゅつ おう いちじふじょ
次のような臨時的な支出に応じた「一時扶助」があります。

- つういんい そう ひ でんしゃ い し ひつよう みと ば あい
通院移送費（バス・電車、医師が必要と認めた場合のタクシー）
- ちりょうざいりょう きゅうふ
治療材料（メガネ、コルセットなど）の給付
- ひっこ さい かざいどうぐ うんばんひ しききん ちゅうかいてすりょう
引越しの際の家財道具の運搬費、敷金、仲介手数料など
- ちんたいじゅうたく こうしんてすりょう か さい ほけんりょう ほしょうりょう
賃貸住宅の更新手数料、火災保険料、保証料
- じゅうたく い じ ひ たたみ すいどうせつ び しゅうり ゆき お ひ よう
住宅維持費（畳、水道設備などの修理や雪下ろしの費用など）
- ひ ふく ひ ほ ご かいし じ ふとんるい ば あい
被服費（保護開始時に布団類がない場合など）
- か ぐ じゅうきひ ほ ご かいし じ すいじょうぐ しょっき
家具什器費（保護開始時に炊事用具、食器がない場合など）
- にゅうがくじゅんびきん しょう ちゅうがっこう にゅうがくじゅんび ひつよう ひ よう
入学準備金（小・中学校の入学準備に必要な費用）

など

◎それぞれの支給には一定の条件や上限額がありますので、上記の
こうもく しきゅう じゅうけん じゅうげんがく じょうき
項目であっても、支給されない場合があります。また、いちじふじょ
じょうきこうもくい が い だんとういん そうだん
上記項目以外にもありますので、まずは、担当員にご相談ください。

◎支給にあたっては、りょうしゅうしょ しょうい ひつよう ば あい
領収書などの書類が必要な場合もあります。

生活保護を受けたときに守らなければならないこと

(1) 届出の義務

あなたの届出をもとにして保護の内容を決めますので、次のような場合は、すぐに福祉事務所に届け出てください。

- 収入が増えたとき、減ったとき。(賞与、保険金、資産の売却、仕送りなどの臨時収入も含まれます。)
- 年金や各種手当などを受けはじめるときや額が変わるとき。
- 仕事を始めたときや辞めたとき。
- 家族の状況に変化があったとき。(出生、死亡、転入、転出、入学、退学、休学、転校、卒業、交通事故、家出、結婚など)
- 介護サービスを受けたいとき。
- 病気や怪我で医者にかかりたいとき、また、入院や退院をするとき。
- 家賃や地代が変わるとき、転居をするとき。
- 自分の力で生活できる見通しがついたとき。
- その他、生活の状況が変わったとき。



(2) 福祉事務所の指導・指示を守る義務

あなたの生活の状況を正確に知り、正しい保護をするため、必要な指導、指示をすることがありますので、守ってください。正当な理由がないのに守らないときは、保護が受けられなくなることがありますので、注意してください。

(3) 生活向上の義務

- 能力に応じて働き、収入が多くなるように努力してください。
- 生活のムダをなくし計画的な暮らしをしましょう。
- 病気の方は、医者の指示を守って元気になるよう療養してください。

(4) 譲渡禁止

保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。



収入の届出はきちんと！

- 収入の届出は、保護費の金額を決めるために大切です。だからどんな収入でも正しく、詳しく届け出てください。
- 届出を怠ったときや事実と違った届出をして不正に保護費を受け取ったときは、その分を返すだけでなく、法律により罰せられることがあります。
- 給料など、働いてもらった収入は、明細書などを添えて届け出てください。
- 年金などの収入がある人は、もらう金額の変更通知があったときに通知書（ハガキなど）を見せてください。
- 仕送りや農業収入があった場合は、その旨を速やかに報告し、届け出てください。
- 収入のない人でも、年1回、収入がないと届け出てください。



資産の保有には限度があります

- 預貯金、生命保険、土地家屋、使用していない土地・耕作していない田畑、自動車、高価な貴金属、有価証券・債券・株券など、売却や活用が可能な資産がある場合には、最低生活費に充てていただくこともあります。
- 自動車やオートバイの保有・使用（他人名義の車の使用も含む）は原則として認められませんが、障害のある方の通院など、個別の事情によっては、自動車やオートバイの保有が認められる場合もあります

受けた保護費を返還する場合

次のようなときには、福祉事務所の定める金額を返さなければなりません。

- 資力がありながら窮迫な状態で保護を受けたとき。
- 収入があったのに、届出を怠ったとき。
- 保有を認められない資産を売却したとき。
- 生命保険の解約返戻金や保険金（満期・特約）・給付金を受け取ったとき。
- 各種の年金・手当をさかのぼって受け取ったとき。
- 交通事故などの示談金・補償金などを受け取ったとき。

介護サービスを受けたいとき

介護サービスを受けるには、介護認定が必要になりますので担当員に相談してください。

びょうき け が 病気や怪我をしたとき

- 病院に行く前に、担当員に連絡をしてから受診してください。
- 緊急でやむを得ないとき（急病、夜間、休日など）は、受診後速やかに担当員に連絡してください。
- 「柔道整復（接骨院）・はり・灸・マッサージ」の治療を受けるときは、事前に担当員に相談してください。
- 入院が必要となった場合は、担当員に連絡してください。
- 各種の健康保険証（会社などで出している保険証で国民健康保険以外のもの）のある人は、保護を受けていても保険証が使えるので、事前に担当員に連絡してください。
- 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、原則、後発医薬品を使用することになります。



てきせい ほ ご 適正な保護をおこなうため

● ぼうりょくだんいん たい ほ ご ようけん み しんせい
暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、申請を
きゃっか げんせい たいおう
却下するなど厳正に対応します。

● しゅうにゅう しんこく ただ かくにん ぜいきん と あつか
収入の申告が正しくされているか確認するため、税金を取り扱う
ぶしょ かくにん
部署などへ確認します。

ほ ご しんせいしよるい か かた 保護申請書類の書き方

せいかつ ほ ご う ひと つぎ しよるい ふくしじ むしょ ていしゅつ
生活保護を受けたい人は、次の書類を福祉事務所に提出してください。

(書類は福祉事務所にあります。)

- ① せいかつ ほ ご ほう ほ ご しんせいしよ
生活保護法による保護申請書
- ② し ざ ん しんこくしよ
資産申告書
- ③ しゅうにゅうしんこくしよ
収入申告書
- ④ きゅうよししょうめいしよ (きゅうよ う ひと
給与証明書 (給与を受けている人))
- ⑤ どういしよ
同意書
- ⑥ や ち んししょうめいしよ (しゃくや しゃくち しゃくま ひと
家賃証明書 (借家、借地、借間をしている人))
- ⑦ かけいひょう
家系表

いじょう かくしよるい か かた せつめい
以上、各書類の書き方を説明します。⇒

生活保護法による保護申請書

現在住んでいるところ 滑川市寺家町 104 番地												電話番号 076(123)4567 現在のところに住み始めた時期 平成25年10月16日										
家族 の 状 況	氏 名	個 人 番 号										続 柄	性別	年齢	生 年 月 日	学 歴	職 業	健 康 状 態				
	1	滑川 一郎		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	1	世帯主	男	47	S44.3.28	中卒	会社員	良好
	2	滑川 花子		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	妻	女	45	S46.2.20	高卒	無職	入院中
	3	滑川 太郎		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	3	長男	男	14	H14.1.15	中2		良好
	4																					
	5																					
	6																					
	7																					
	8																					
家族のうち別なところに 住んでいる者がある ときはその名前と住ん でいるところ			氏 名		続 柄		性別		年齢		住 所											
資 産 の 状 況(別 添 1)					収 入 の 状 況(別 添 2)					関係先照会への同意(別添 3)												
援 助 を し て く れ る 状 況	世帯主又は 家族との関係		氏 名		住 所		今まで受けた援助 及び将来の見込															
	主の弟		滑川 二郎		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		月額 10,000 円															
保護を申請する理由(具体的に記入してください。)																						
収入が少ない。																						
妻が入院して医療費が高額で支払えない。																						
上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。																						
〇〇年〇〇月〇〇日 申請者 住所 滑川市寺家町 104 番地																						
氏名 滑川 一郎																						
滑川市福祉事務所長 様 保護を受けようとする者との関係 (本人)																						

(記入上の注意)

1 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。

2 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第 85 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添1)

福祉事務所 受付月日	月	日
---------------	---	---

資 産 申 告 書

滑川市福祉事務所長 様

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 **滑川市寺家町104番地**

氏 名 **滑川 一郎**

現在の私の世帯の資産の保有状況は、下記のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	(1) 宅 地	有 無	延 面 積	所 有 者 氏 名	所 在 地	抵当権
	(2) 田	有 無				有 無
	(3) 畑	有 無				有 無
	(4) 山 林	有 無				有 無
	(5) そ の 他	有 無				有 無
建 物	(1) 持 家 借家・貸間 居住用 〔いずれかを ○で囲んで 下さい。〕		延 面 積 65㎡	所 有 者 氏 名 滑川 一郎	所 在 地 滑川市寺家町104番地 (家賃 円)	有 無
	(2) そ の 他	有 無				有 無

2 現金・預貯金、有価証券等

現 金	有 無	18,500 円			
預 貯 金	有 無	預 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
		▲▲銀行 ××支店	0123456	滑川 一郎	25,300円
有 価 証 券	有 無	種 類	額	評 価 概 算 額	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

3 保険

	有 無	契 約 先	契 約 金	保 険 料
生 命 保 険	☒			
そ の 他 の 保 険	☒			

4 その他の資産

自動車 (自動二輪を含む)	有・無	使用状況	所有者氏名	車種	排気量	年式
		使用 未使用				
貴金属	有・無	品名				
その他の 高価なもの	有・無					

5 負債(借金)

	金 額	借 入 先
☒ 有 ・ 無	70,000 円	△△病院(妻の入院費)

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んで下さい。土地については借地等の場合も記入して下さい。
- (3) 有を○で囲んだ資産については、下記に従って記入して下さい。
 - ① 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入して下さい。
 - ② 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は、現在売却した場合のおおよその金額を記入して下さい。
 - ③ 貴金属は例えば「ダイヤの指輪」等と記入して下さい。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (5) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第 85 条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

(別添 2)

福祉事務所
受付月日

月 日

収 入 申 告 書

滑川市福祉事務所長 様

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 滑川市寺家町 104 番地

氏 名 滑川 一郎

私の世帯の総収入は、下記のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている 者の名 前	仕 事 の 内 容 勤め先(会社名)等	区 分	当 月 分 (見 込 額)	前 3 か 月 分		
				(3)月分	(4)月分	(5)月分
滑川 一郎	自動車部品の製造	収 入	118,100 円	97,980 円	108,660 円	82,800 円
		必要経費①	12,745 円	10,729 円	11,865 円	9,032 円
		就 労 日 数	25 日	23 日	25 日	20 日
		収 入				
		必要経費②				
		就 労 日 数				
		収 入				
		必要経費③				
		就 労 日 数				
必 要 経 費 (前月分) の主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給・年金等による収入(受けているものを○で囲んで下さい。)

有 無	国民年金・厚生年金・恩給・児童手当・児童扶養手当・特 別児童扶養手当・雇用保険・傷病手当金 其 他()	し る べ い	月 額	円
			年 額	円

3 仕送りによる収入(前 3 か月間の合計を記入して下さい。)

有 ・ 無		内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入	10,000 円	滑川 二郎
	現物による収入	米 ・ 野 菜 ・ 魚 介 (もらったものを○で囲んで下さい。)	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読み下さい。)

4 その他の収入(前3か月間の合計を記入して下さい。)

有 ・ ☒ 無		内 容	収 入
	生命保険等の給付金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	そ の 他		円

5 その他将来において見込みのある収入(上記1～4に記入したものを除く。)

有 ・ ☒ 無	内 容	収入見込額
		円

6 働いて得た収入がない者(義務教育終了前の者は記入する必要はありません。)

氏 名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、保護を受けようとする者が記入して下さい。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入して下さい。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入のみを当月分の欄に記入して下さい。
- (4) 必要経費欄には収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入して下さい。
- (5) 2～5の収入は、その有無について○で囲んで下さい。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入して下さい。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付して下さい。
- (7) 収入のうち証明書等の取れるもの(例えば勤務先の給与証明書等、各種保険支払通知書等)は、この申告書に必ず添付して下さい。
- (8) 不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

給 与 証 明 書

〇〇年〇〇月〇〇日

滑川市福祉事務所長 殿

所 在 地 〇〇市〇〇町〇〇番地
事 業 所 名 〇〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表 〇〇 〇〇 印

下記のとおり相違ないことを証明します。

氏 名	滑川 一郎 (47歳)			勤務の内容	工員	昇給・賞与の 予定年月日	昇給4月 賞与8.12月
住 所	滑川市寺家町104番地			給与締切日	20日	給与の定例 支給 日	30日
区 分		当 月 (見込額)		前 3 か 月			
		4 月		3 月		2 月	
		1 月		3 月		2 月	
勤 務 (就 労) 日 数		25 日		23 日		25 日	
		20 日		25 日		20 日	
給 与 額	基 本 給	月 給	100.000 円	92.000 円	100.000 円	80.000 円	
		日 給					
	家 族 手 当						
	地 域 手 当						
	時間外勤務手当		18.100	5.980	8.660	2.800	
	通 勤 手 当						
	賞 与						
	小 計(ア)		118.100	97.980	108.660	82.800	
控 除 額	所 得 税						
	住 民 税						
	健 康 保 険 料		4.729	3.816	4.397	3.318	
	厚生年金保険料		7.312	6.320	6.816	5.204	
	雇 用 保 険 料		704	593	652	510	
	労 働 組 合 費						
	小 計(イ)		12.745	10.729	11.865	9.032	
差引支給額(ア)-(イ)		105.355		87.251	96.795	73.768	
健康保険 加入状況	被保険者証記号、番号			標準報酬月額	被 扶 養 者 氏 名		
	記号	番号		円			
摘 要							
※認 定							
1 3か月間の平均認定額							
2 収入金額別区分、控除額							
3 交通費							

(記入上の注意)

- 1 当月分及び前3か月分のすべての給与及び控除について、それぞれ内訳を明らかにしてください。なお、当月の給与額について全く推定できない場合には「当月分」欄は空欄とし、ほぼ推定できる場合には見込額により記入してください。
- 2 摘要欄には、支給額が著しく増加又は減少している月がある場合に、その理由等参考事項を記入してください。
- 3 ※認定欄は、記入しないでください。

(別添 3)

同 意 書

生活保護法(以下「法」という。)による保護の決定若しくは実施又は法第 77 条若しくは第 78 条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の以下に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主、その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- ・ 氏名及び住所又は居所
- ・ 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- ・ 健康状態
- ・ 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- ・ 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 **滑川市寺家町 104 番地**

氏 名 **滑川 一郎**

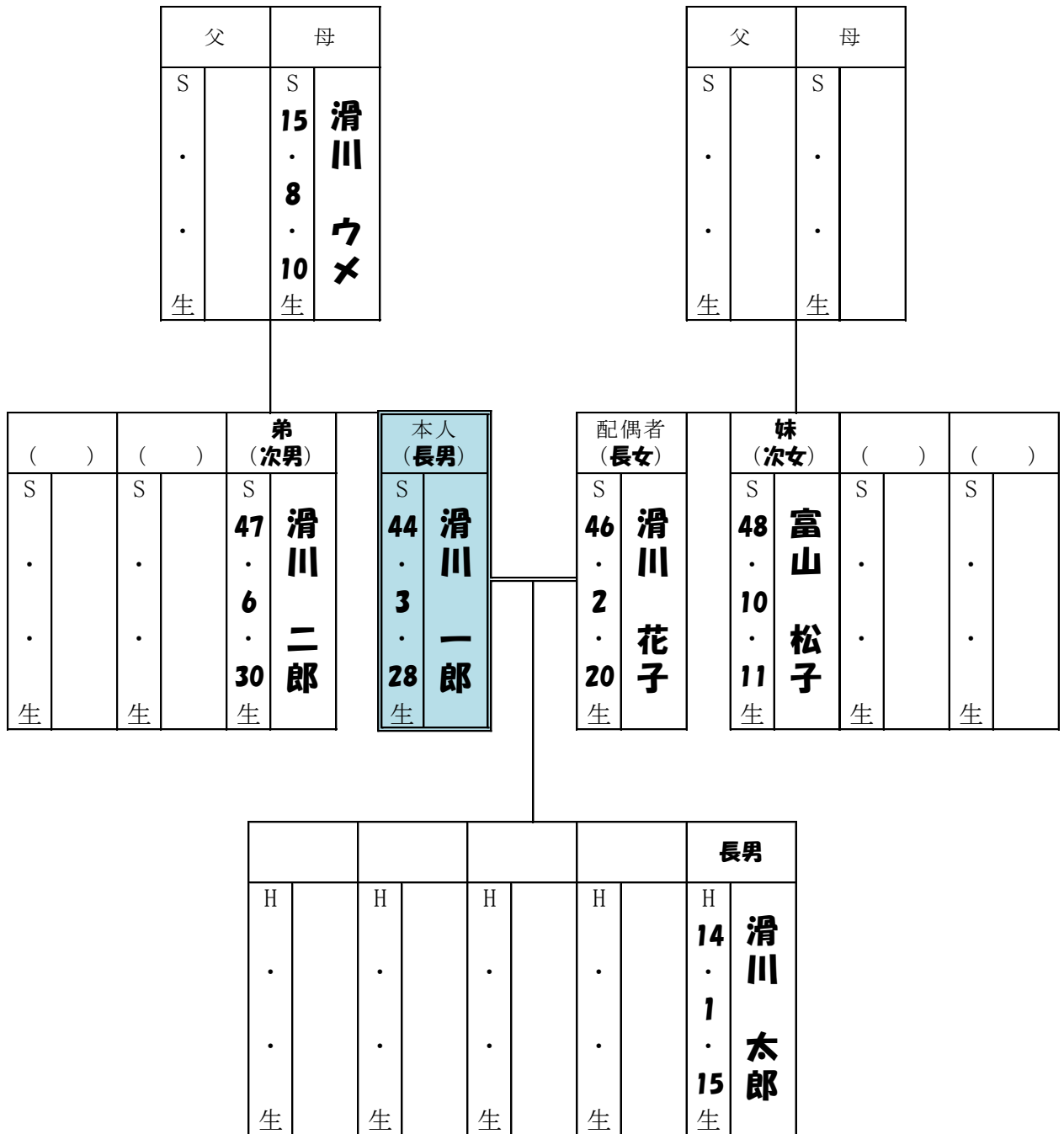
滑川市福祉事務所長 様

様式第16号(第4条関係)

地 代 家 賃 証 明 書

借 受 者 の 住 所 氏 名	滑川市寺家町104番地 滑川 一郎		
種 別	面 積	貸 付 料	
貸 家	m ²	月 額	円
貸 間	室 m ²	月 額	円
貸 地	100 m ²	月 額	20.000 円
貸借についての件			
貸状 付 料 納 付 況			
上記のとおり相違ないことを申請します。 〇〇年〇〇月〇〇日 住 所 滑川市〇〇町△△番地 貸付者 氏 名 ×× ×× 印			

家 系 表



扶 養 義 務 者 の 状 況

氏 名	続柄	電話番号	勤務先	住 所	備 考
滑川 二郎	主の弟	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇	(株)〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
富山 松子	妻の妹	△△△ (△△△) △△△△	無職	△△県△△郡△△町△△番地△	
			- 22 -		

しお^{さいご}りを最^よ後^{かた}までお読^よみく^{かた}ださ^{かた}った方^{かた}へ

せいかつほご^い生活保護は生^いきるた^{けんり}めの権^{けんり}利^りです。

せいかつほご^{たい}生活保護に^{たい}対^{たい}する^{さべつ}差^{さべつ}別^たやそ^たの^{さべつ}他^{さべつ}の^{ゆる}差^{ゆる}別^{ゆる}は許^{ゆる}され^{ゆる}ま^{ゆる}せ^{ゆる}ん。

あんしん^{しあわ}安^く心^{けんり}して幸^くせに暮^{けんり}らす権^{けんり}利^りはす^{ひと}べ^{ひと}て^{ひと}の^{ひと}人^{ひと}に^{ひと}あ^{ひと}り^{ひと}ま^{ひと}す^{ひと}…。



あなた^{せたい たんとういん}の世帯の担当員は

福祉事務所^{ふくしじむしょ}の

です。

あなた^{せたい みんせいいいん じどういいん}の世帯の民生委員・児童委員は

住 所^{じゅう しょ} 滑川市^{なめりかわし}

氏 名^{し めい}

です。

電 話^{でん わ}

なめりかわし福祉事務所^{なめりかわし ふくしじむしょ}
滑川市福祉事務所

〒936-8601

富山県滑川市寺家町104番地^{とやまけん なめりかわしじけいまち ばんち}

電話^{でん わ} (076) 475-1377

Fax^{ふあつくす} (076) 476-0249